



**土浦市・石岡市・かすみがうら市で
新規就農を希望する方々へ**

土浦地域就農支援協議会

令和6年5月

☆農業を始めるまでの流れ☆

① 就農相談窓口にご相談する

市の農業管轄課が就農相談窓口になっています。必要に応じて、市・農業委員会・普及センター・JAの各担当が集まり、相談会を開催します。

栽培品目の選定から研修・農地の確保・資金の準備に至るまで、少しでも不安があることは相談して下さい。相談を重ねる中で課題と目標を明確にし、今後の就農計画を立てていきます。



② 農業の知識・技術を身につける

茨城県には、農業を専門的に学ぶ「県立農業大学校」や、働きながら農業を学べる「いばらき営農塾」があります。また、近隣の先進農家や農業法人等で研修を受けることも可能です。後述の、「認定新規就農者」の認定や、各種支援制度を利用する際に考慮されますので、研修を行い、十分に知識・技術を身につけて下さい。

学校名	所在地	電話番号	概要
県立農業大学校	茨城町、坂東市	029-292-0010	2年間で実践的な農業を学ぶ農業専門課程の専修学校
日本農業実践学園	水戸市	029-259-2002	2年間の本科の他、短期間の研修コース等
鯉淵学園農業栄養専門学校	水戸市	029-259-2811	2年間の本科の他、6ヶ月または1年の研修コース等

いばらき営農塾(農業大学校での研修 申込先:農業大学校 TEL 029-292-0419)

コース	対象者	期間
野菜入門Aコース	新たに農業を始めようとする方や、始めて間もない方で、 農産物を販売し収入を得ようとする方	5～9月
野菜入門Bコース		10～2月

③ 農地・住居・資材・機械等を準備する

農地の貸借・売買には農業委員会を通した手続きをしてください。口約束で貸借を行うとトラブルの原因になる事もあります。また、初めから条件の揃った農地を確保できる事はほぼありません。妥協点を見出すことも必要です。農地が確保できたら、農地近くに住居を求めたり、必要な農機具・資材・施設を購入したりと具体的な準備を進めていきましょう。

④ 農業のスタート(営農生活の開始)

農業を始めてからは、農地の近隣の方々の信頼を得るように心がけましょう。周囲からの信頼が得られないと、作物の出荷や、将来の規模拡大等に支障が出る場合があります。具体的には、「除草を徹底し農地を常にきれいな状態に保つ」、「農地に残渣(ゴミ)を放置しない」、「むやみに野焼きをしない」、「周囲への農薬の飛散に気をつける」、「堆肥や肥料の臭いに留意する」等です。

また、就農相談窓口は、その後も技術・経営面で引き続き相談窓口となりますので、問題が発生した際にはお気軽にご相談下さい。



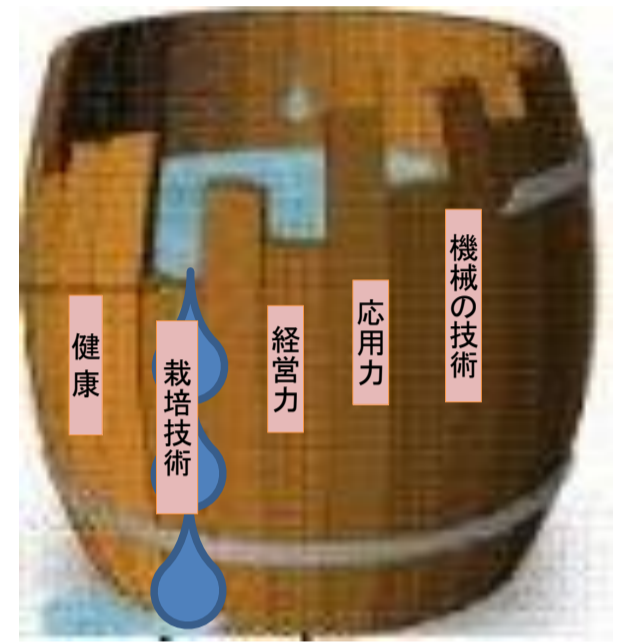
☆農業を始めるにあたって、必要な能力は身につけていますか？☆

- ・栽培技術・・・土づくり・播種栽培管理・防除・収穫に至るまでトータルな知識と技術を持ち、一定の品質・収量が確保できること。
- ・経営力・・・生産資材の調達から、販路の確保、経理、税務申告まで自らが行う能力。
人を雇う場合には、それらを管理する能力も必要になります。
- ・機械の技術・・・機械の使用は勿論のこと、整備・修理もある程度自らが行えること。
また、現状に見合った機械の選定を行い、計画的な購入ができること。
- ・応用力・・・得た知識・技術を自らがやりやすいように、もしくは自圃場に合うようにアレンジができること。
天候・気象条件等の変化に臨機応変に対応できること。
- ・健康・・・健康を損なってはいくら技術・知識があっても、仕事できません。何を差し置いても健康は重要です。

これらの能力は、1つでも欠けると健全な経営をすることができません。能力のうちもっとも不得手な部分に依存した収入しか得られません。

右図の桶のように、最も低い板(能力)の高さまでしか水(収入)がたまらないようなものです。

しかし、これらの能力を身につけて就農希望される方は稀だと思います。従って、本格的な就農の前に、就農準備校や先進農家での研修をお薦めしています。就農後の健全な経営の為に、是非、研修を受けることを御検討下さい。



☆農業を始めるにあたって、これらの点は必ずチェックして下さい！☆

○開業のための資金、当面の生活資金は確保できていますか？

農業を始めるには、種苗代・肥料代・農薬代・資材代等のほか、農地の借地料・農機具・施設の用意など、かなりの出費が必要になります。また、収穫・出荷が始まるまではいくら働いても収入は得られず、出荷を開始しても計画通りの収入が得られるとは限りません。当面の生活費を用意しておくことが肝要です。

○家族の同意は得られていますか？

就農したばかりだと上手くいかない事も多く、資金や労働力の不足に悩まされることも往々にしてあります。そのような時に頼りになり、また精神的な支えになるのは家族です。家族の同意・協力・応援なしに農業で成功を収めるのは大変厳しいと言えます。

○何を作るのか決めていますか？

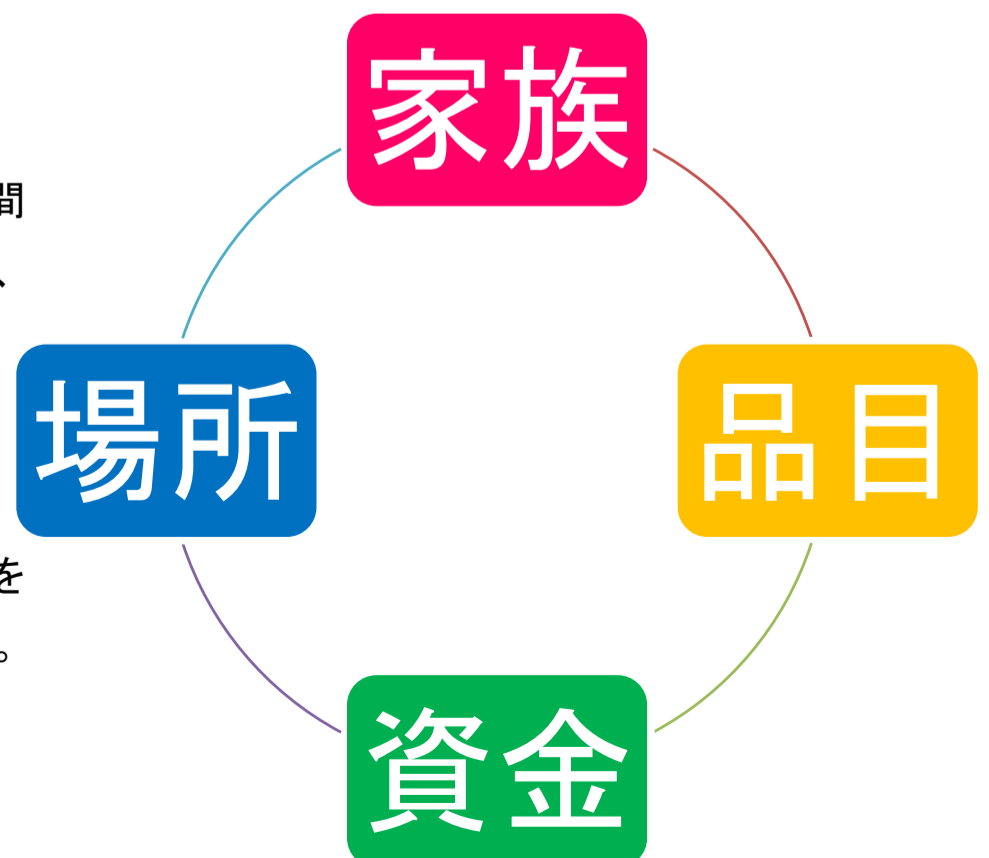
作物ごとに必要な経費・資材・機具等も違えば、労働時間や作業内容も全く異なります。経営計画を立てていく中で、漠然と「農業がやりたい」では話は進みません。

品目を絞って、希望する作物を決めておいて下さい。

○どこで作物を作る予定ですか？

作物ごとに、栽培しやすい環境は決まっています。就農を希望する場所で希望通りの作物が作れるとは限りません。事前に確認する必要があります。

また、自宅からの距離や水の条件(井戸や用水)・日照時間なども事前に確認しておくことをお薦めします。



☆各種支援制度を利用しましょう。☆

行政の各種支援制度を利用するためには、「認定新規就農者」の認定を受ける事が不可欠です。認定を受けるためには、生産する作物や農地・機械の導入、経営収支等の計画(青年等就農計画)を立て、それらの計画を、市町村に認定してもらう必要があります。

<認定新規就農者について>

1. 対象となる者・・・土浦市・石岡市・かすみがうら市に所有もしくは貸借している農地の半数以上を持ち、当該市もしくは近隣市町村に居住している**原則45歳未満**の就農を希望している者。
(45歳以上に関しては、農業に関して特定の知識・技術を有する者等、市にお問い合わせください)
2. 計画する内容・・・経営作物の栽培面積・生産量・収支計画・所得目標
年間の栽培体系や労働時間の計画
機械・施設・設備等の導入計画
※**就農後5年間の計画**を立てていくことになります。
3. 計画の目標・・・5年後、年間所得250万円以上を目指す。
農業従事日数150日以上(ただし、年間労働時間2,000時間以内)
4. 手続の方法・・・市では年間2回程度、認定審査会を行っています。それに合わせて、所定の申請書様式を就農する市に提出して下さい。市の審査で計画が適当と認められれば、「認定新規就農者」になることができます。
※審査会の時期は各市にお問い合わせ下さい。

「認定新規就農者」に認定されることが、各種就農支援制度(補助金、無利子融資等)を受ける要件のひとつになっています。支援制度の詳細については、普及センター、市役所にご相談ください。

☆相談先☆

令和6年5月作成

土浦市・石岡市・かすみがうら市での就農相談窓口は下記のとおりです。就農の相談を御希望の際にはご連絡下さい。

関係機関名	担当部署	所在地	電話	備考
土浦市役所	農林水産課	土浦市大和町9-1	(代)029-826-1111	
かすみがうら市役所	農林水産課	かすみがうら市大和田562	(代)029-897-1111	
石岡市役所	農政課	石岡市柿岡5680-1	(代)0299-43-1111	
JA水郷つくば	営農部	土浦市田中1丁目1番4号	029-823-7001	
JAやさと	営農流通センター 営農流通部	石岡市柿岡3594-1	0299-44-1661	
JA新ひたち野	営農経済部	石岡市南台3-21-14	0299-56-5802	
県南農林事務所 経営・普及部門 (土浦地域農業改良普及センター)	経営課	土浦市真鍋5丁目17番26号 (土浦合同庁舎内)	029-822-8517	土浦地域就農支援協議会事務局